



# 令和8年度 松江市定期予防接種のポイント

(A類)

**制度改正関係** ※実施方法詳細は「A類疾病定期予防接種実施要領」をご一読ください。

## ★RS ウイルス母子免疫ワクチンの定期接種化

令和8年度からRS ウイルス母子免疫ワクチンが定期接種化されました。

妊娠中の女性が接種することにより、胎盤を通じてお腹の中の赤ちゃんに抗体の一部が移行し、生後6か月ごろまでの間、免疫が未発達の赤ちゃんを感染から守ります。

対象者等については以下のとおりです。

対象者	松江市に住民票のある 妊娠28週0日から36週6日の妊婦
ワクチン	組み換えRSウイルスワクチン(ただし、妊婦への能動免疫により出生した児のRSウイルス感染の予防に寄与するワクチンに限る。)
接種方法	1回 0.5ml を筋肉内に接種
その他	RSウイルス感染症にかかったことのある人も定期接種の対象

## ★子宮頸がんワクチン接種について

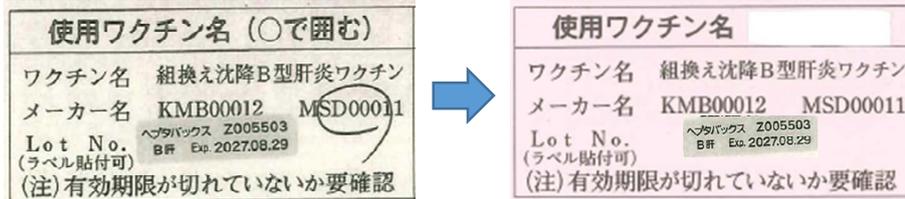
### 変更点

キャッチアップ対象者の接種の終了	キャッチアップ対象者の接種は令和7年度で終了しました。 令和8年度からは対象者ではありません。
定期接種で使用するワクチンは9価ワクチンのみに	定期接種で使用できるワクチンは <b>9価のみ</b> です。 2価・4価ワクチンは定期接種から除かれます。 令和7年度以前に2価・4価ワクチンを1回でも接種している人は、残りの接種は9価ワクチンへ変更します。接種間隔は今まで同様に9価ワクチンの間隔に合わせます。 (残りの接種を2価・4価ワクチンで接種する場合は <b>全額自己負担</b> となります。)
予診票について	令和8年度から発行する予診票は、使用ワクチン名が9価ワクチンのみの予診票です。 <b>令和7年度までの予診票も使用可能</b> ですが、2・4価ワクチンの定期接種はできません。
予診票の発送学年の変更・接種勧奨について	今までは標準接種の学年の中学1年生へ予診票を送付していましたが、令和8年度からは、 <b>小学6年生の女子</b> へ予診票を送付します。 ただし、令和8年度のみ、中学1年生になる女子(令和7年度に小学6年生であった女子)にも送付します。 <b>接種勧奨についても、小学6年生時にDTと一緒に、接種のお声がけのご協力をお願いいたします。</b>

★予診票の使用ワクチン名について

変更点

予診票下部の『使用ワクチン名』で「使用したワクチン名を○で囲む」は不要としました。令和8年度に発行する予診票は「使用ワクチン名」の「(○で囲む)」の表記を削除します。令和7年度までに発行した予診票も使用可能です。  
ロットシールの貼付は必須です。



特例関係

★日本脳炎予防接種特例の対象者について

令和8年度で特例接種は終了予定です。(対象者がいなくなるため。)

令和8年度対象者	松江市に住民票のある 平成18年4月2日生～平成19年4月1日生の人で 20歳未満(20歳の誕生日前日)の人
----------	--

★麻しん・風しん特例について

令和6年度中に「MR ワクチン」の供給不足のため予防接種ができなかった人について、令和7年度から接種対象期間が延長になりました。令和8年度も引き続き接種可能です。

対象者	松江市に住民票のある 令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれの人(令和8年度に4歳になる人) または 平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの人(令和8年度に小学2年生になる人)
対象期間	令和9年3月31日まで
予診票	MR 予診票の右上に特例スタンプが押してある予診票を使用する ※対象者には、令和7年7月に予診票を送付しています

接種関係

★四種混合ワクチンは定期接種から除外されます

四種混合ワクチンは販売中止され、すでに医療機関に存在する当該ワクチンの在庫の使用期限が終了したことに伴い、令和8年度から四種混合ワクチンは定期接種から除外されま  
す。今後の対応は下記のとおりお願いします。

四種混合とヒブの残り接種回数 が同数の場合	<u>五種混合への切り替えを推奨</u>
四種混合とヒブの残り接種回数 が異なる場合	<u>ヒブワクチンの接種回数によらず、五種混合ワクチンを用いて残りの予防接種を完了することとして差支えあ</u>

	りません。(五種混合ワクチンを接種することで、ヒブの 規定の回数を超えても省令上可能)
--	--

※三種混合ワクチン、不活化ポリオワクチン、ヒブワクチンの接種を契約している医療機関は、それらを使用して接種することは可能。(三種混合ワクチン・不活化ポリオワクチンの予診票が必要な場合は予防接種室にご連絡ください。)

### 実施関係

#### ★今一度基本を確認してください

- (1)接種履歴を確認せずに接種を行ったケースや、母子健康手帳や松江市の予防接種の記録を持参してないのに接種を行うケースが時々散見されます。過誤や間違い接種を防ぐため、必ず接種履歴を確認し、当日接種した記録を母子健康手帳または予防接種の記録に記入してください。(予防接種法施行規則第4条第4項に定められています。)
- (2)令和7年度の予防接種の過誤や間違いは、基本的な実施手順の見落としがほとんどです。今一度「A類定期予防接種実施要領」や今年度から作成しました「予防接種マニュアル」を医療機関内で共有いただき、過誤防止に努めていただきますようお願いいたします。

～チェックポイント～

予防接種に必要なもの	①予診票 ②母子健康手帳または 松江市発行の予防接種の記録 (接種履歴が確認できるものかつ接種履歴を記載できるもの) ③その他他自治体で接種した予防接種履歴がわかるもの(母子健康手帳がない人)  ※予診票のない人、接種履歴が確認できない人、接種記録を記載できるものがない人は当日接種できません。
接種間隔の数え方	「予防接種マニュアル」資料3を確認してください。 ※月末に接種した場合の、〇か月以上の間隔を間違える医療機関が多いです。
接種履歴の確認について	接種前には必ず母子健康手帳または自治体発行の予防接種の記録で確認(自己申告は不可)  ※予防接種履歴が書類で確認できない場合は原則接種しない。
接種後の記録について	必ず接種内容を母子健康手帳または予防接種の記録に記入する

## 請求関係

### ★委託単価の改定について

令和8年度から下記のとおり、一部ワクチンについて、ワクチン単価の値上げに伴い委託料単価を改定しています。

ワクチン	委託料単価(税込み)	令和7年度単価(税込み)
三種混合 1期 (乳幼児)	11,110円	8,888円
二種混合 2期 (学童)	7,095円	6,363円

### ★請求書について

- (1)令和8年度から請求書の様式を変更しました。(A類すべてのワクチンが記載されており、そのうち、契約ワクチンには○がついています。)旧様式は使用不可です。
- (2)日頃から請求書の提出のご協力いただきありがとうございます。下記のとおり引き続きご協力をお願いします。

①請求日の日付は実施月翌月の **2日**から10日の**土日祝以外の日**とする。

(1日は記入しない。)

②**提出期限必着**で提出すること。(必着が難しい場合は**必ず連絡**すること。)

## その他

### ★予防接種担当課のご案内について

医療機関において、市民の方に予診票の再発行申請等のご案内をされる際は、**「松江市役所」ではなく「松江市保健福祉総合センター(松江市立病院となり)」**とご案内ください。

(「松江市役所」とご案内されると、本庁舎(末次町)に行かれるケースがあるため。)

その他、同封の書類をご確認ください。ご不明な点につきましては、健康推進課予防接種室へご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

松江市健康推進課予防接種室 TEL 0852-60-8173